

令和元年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、令和元年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、605,376千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

令和2年3月1日適用

豊橋市長 佐原光一

別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 17,534,160	千円 605,376	千円 18,139,536
	1 事業収入	17,534,160	605,376	18,139,536
歳 入 合 計		18,698,000	605,376	19,303,376

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 18,296,999	千円 605,376	千円 18,902,375
	1 競輪開催費	18,296,999	605,376	18,902,375
歳 出 合 計		18,698,000	605,376	19,303,376

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	17,534,160	605,376	18,139,536
1 事業収入	17,534,160	605,376	18,139,536
2 勝者投票券 売上金	17,530,000	605,376	18,135,376
歳入合計	18,698,000	605,376	19,303,376

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	605,376	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	18,296,999	605,376	18,902,375	0	0	0	605,376
1 競輪開催費	18,296,999	605,376	18,902,375	0	0	0	605,376
3 払戻金	13,147,500	605,376	13,752,876	0	0	0	605,376
歳 出 合 計	18,698,000	605,376	19,303,376	0	0	0	605,376

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
23 償還金、利子 及び割引料	605,376	1. 勝者投票券払戻金	605,376